

実績評価書

平成20年8月

評価の対象となる施策目標	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること
--------------	------------------------

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	Ⅲ	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
施策目標	3	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること
施策目標	3-2	被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること
個別目標	1	被災労働者の円滑な社会復帰を促進すること
		(主な事務事業) ・義肢等補装具支給の事業 ・アフターケア実施の事業
個別目標	2	被災労働者等の援護等を図ること
		(主な事務事業) ・労災就学等援護費支給の事業 ・未払賃金立替払事業
施策の概要(目的・根拠法令等)		
1 目的等 業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して行う労災保険給付にあわせて、当該労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護を図り、また、労働者の安全及び衛生の確保並びに、保険給付の適切な実施の確保並びに賃金の支払の確保等を図ることにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。		
2 根拠法令等 ○労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号) ○賃金の支払の確保等に関する法律(昭和51年法律第34号)		
主管部局・課室	労働基準局労災補償部労災管理課	
関係部局・課室	労働基準局監督課	

2. 現状分析

<p>労災保険給付の新規受給者数は長期的には減少傾向にあるが、障害(補償)年金受給者数の累計は長期的に増加傾向にあり、特に直近7年間においては約10万人で推移している。このような状況において、依然として義肢等補装具の支給等被災労働者やその遺族に対する社会復帰の促進、援護等の事業の必要性は高い。</p> <p>未払賃金立替払事業は、企業倒産により事業主に賃金支払能力がなくなった場合に労働者からの申請に基づいて、調査の上、立替払いを行うものであり、立替払件数は、必然的に雇用経済情勢に大きく左右されるものである。昨今、景気全体としては回復傾向にあるものの、全国倒産件数が2年連続で増加し、大型倒産も発生しているところであり、このような状況の中、平成19年度の立替払件数は、5年ぶりに上昇したところである。今後においても、立替払いの実績は高水準で推移することが見込まれる。</p>

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 義肢等補装具の支給件数	8,247	7,996	8,141	8,226	集計中

	(単位：件) (一)					
2	アフターケア実施件数 (単位：件) (一)	431,343	432,906	434,142	436,245	集計中
3	労災就学等援護費の支給件数 (単位：件) (一)	43,557	43,039	42,913	42,432	42,290
4	未払賃金の立替払件数 (単位：件) (一)	4,313	3,527	3,259	3,014	3,349
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ・指標1及び2は、労働基準局作成の「労働者災害補償保険事業年報」による。 ・指標3は、労働基準局の調べによる。 ・指標4は、立替払いを行った企業数であり、年度単位の数値である。(独)労働者健康福祉機構調べ) ・平成19年度の数値は、平成20年11月(指標3)及び平成21年1月(指標1及び2)に確定値を公表予定である。 						
施策目標の評価						
【有効性の観点】						
指標に用いた義肢等補装具等については、被災労働者等が要件を満たす場合に支給等を行うものであり、その件数の増減のみをもって評価を行うことはできないが、真に援護等を必要とする被災労働者等に対して適切な支給等を行うため、①義肢等補装具支給制度については医学的・工学的見地から、支給種目の追加、支給対象者の拡大等の見直しを、②アフターケアについては、医療技術の進歩等に鑑み、措置内容の見直しや支給対象者の範囲の拡大等をそれぞれ行っている。						
【効率性の観点】						
各事業の合目的性と効率性を確保し、社会復帰促進等事業の趣旨・目的に沿った運用を図るため、支給項目の新設・統廃合を行うとともに支給項目ごとに適切な支給期間を設定する等の見直しを行っている。						
【総合的な評価】						
障害(補償)年金受給者等、義肢等補装具等の給付を要する被災労働者及び援護を必要とする遺族等は依然として多い。このような情勢の中、①義肢等補装具の支給及びアフターケアの実施を通じ、被災労働者の身体の欠損又は損なわれた身体機能の補完、労働能力の維持を図ることにより、被災労働者の円滑な社会復帰の促進に寄与するとともに、②労災就学等援護費の支給及び未払賃金の立替払を通じて、被災労働者の遺族等及び賃金の支払を受けられないまま退職を余儀なくされた労働者に対する援護等を行っている。また、これらの事業については、PDCAサイクルの手法による目標管理を適切に行い、引き続き不断の見直しを行っており、被災労働者等に対して、適切かつ公正に円滑な社会復帰の促進、援護等が図られている。						

4. 個別目標に関する評価

個別目標1 被災労働者の円滑な社会復帰を促進すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	義肢等補装具の支給件数 (単位：件) (一) ※施策目標に係る指標1と同じ。	8,247	7,996	8,141	8,226	集計中
2	アフターケア実施件数 (単位：件) (一) ※施策目標に係る指標2と同じ。	431,343	432,906	434,142	436,245	集計中
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準局作成の「労働者災害補償保険事業年報」による。 ・平成19年度の数値は、平成21年1月に確定値を公表予定である。 						
参考指標						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	障害補償年金受給者数 (単位：人)	96,862	96,979	96,864	96,733	集計中
(調査名・資料出所、備考)						

<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準局作成の「労働者災害補償保険事業年報」による。 ・平成19年度の数值は、平成21年1月に確定値を公表予定である。 	
個別目標1に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から）	
<p>義肢等補装具の支給については、障害者自立支援法の施行を契機として、医学的・工学的見地から義肢等補装具支給制度の見直しについて義肢等補装具専門家会議を開催し検討を行い、また、アフターケアの実施については、医療技術の進歩状況に鑑み、平成18年度に労災医療専門家会議において検討を重ねアフターケアの基本的考え方を整理した上で、平成19年度より対象疾病の統廃合等を行う等により、有効かつ効率的に被災労働者の社会復帰の促進が図られている。</p>	
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名：義肢等補装具支給の事業	
平成19年度	2,459百万円
予算額	一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：業務上の事由又は通勤災害により傷病を被り、四肢の亡失又は機能障害等の残った被災労働者に対し、職場生活に順応し、円滑に社会復帰することを促進するため、義肢その他の補装具を支給するもの。	
事務事業名：アフターケア実施の事業	
平成19年度	3,331百万円
予算額	一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：業務上の事由又は通勤災害により被った傷病について症状が固定した（治ゆ）後においても、後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれがあることから、必要に応じ傷病の再発予防その他保健上の措置を講じるもの。	

個別目標2 被災労働者等の援護等を図ること。						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
	H15	H16	H17	H18	H19	
1	労災就学等援護費の支給件数 (単位：件) (一) ※施策目標に係る指標3と同じ。	43,557	43,039	42,913	42,432	42,290
2	未払賃金の立替払件数 (単位：件) (一) ※施策目標に係る指標4と同じ。	4,313	3,527	3,259	3,014	3,349
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ・指標1は、労働基準局の調べによる。 ・指標2は、(独)労働者健康福祉機構の調べによる。 ・平成19年度の数值は、平成20年11月に確定値を公表予定である。 						
個別目標2に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から）						
<p>労災就学等援護費の支給については、真に当該援護費を必要とする被災労働者等に対して適切かつ公正に支給がなされるよう、支給対象に通信制大学を加え、また、支給開始月を「支給の申請が行われた月」から「支給すべき事由が生じた月」に変更する等の支給要件の見直しを行うことにより、適切な援護が図られている。</p> <p>また、企業倒産により賃金の支払を受けられないまま退職を余儀なくされた労働者に対し、未払賃金のうち一定範囲のもの（退職日の6ヶ月前の日から立替払請求日までの未払賃金総額（定期賃金及び退職手当に限る。）の8割。ただし、限度額あり。）を国が事業主に代わって立替払を行うことにより、当該退職労働者の救済を図った。</p>						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名：労災就学等援護費の支給の事業						
平成19年度	2,770百万円					

予算額	一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要	業務上の事由又は通勤により死亡し、又は重度障害を受けた労働者又はその子弟のうち、学費等の支弁が困難であると認められる者に対して、支給対象者が在学する学校の段階に応じて一定額を支給するもの。
事務事業名	未払賃金の立替払事業
平成19年度	17,015百万円
予算額	一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要	企業倒産により賃金の支払を受けられないまま退職を余儀なくされた労働者に対し、未払賃金のうち一定範囲のものを国が事業主に代わって立替払するもの。

5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率
指標1 目標達成率 ー%
指標2 目標達成率 ー%
(目標達成率を算定できない場合、その理由) 達成水準の設定をしていないため。
2 評価結果の政策への反映の方向性
i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○）
ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (☉) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○）
(理由) 一定の要件を満たした被災労働者等に対して行う事業であり、引き続き適切に実施していくこととしている。なお、各事業についてはPDCAサイクルの手法による目標管理を行い、引き続き不断の見直しを行っているところである。
3 施策目標等に係る指標の見直し（該当するものすべてに○）
(施策目標に係る指標)
i 指標の変更を検討
ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討
(個別目標に係る指標)
i 指標の変更を検討
ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討
(理由)

6. 特記事項

①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等） 雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成19年4月10日）参議院厚生労働委員会 「社会復帰促進等事業については、循環的な評価管理（PDCAサイクル）の手法による目標管理を適切に行い、引き続き不断の見直しを行うよう努めること。」 「労働災害の被災者及びその遺族に対する援護等の措置について、改正後の被災者等に従前の被災者等との格差が生じないようにすること。」
②各種政府決定との関係及び遵守状況 なし。
③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況 なし。
④会計検査院による指摘 なし。
⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし。

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

--